

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業



浜松市
HAMAMATSU CITY

実施方針に関する説明会

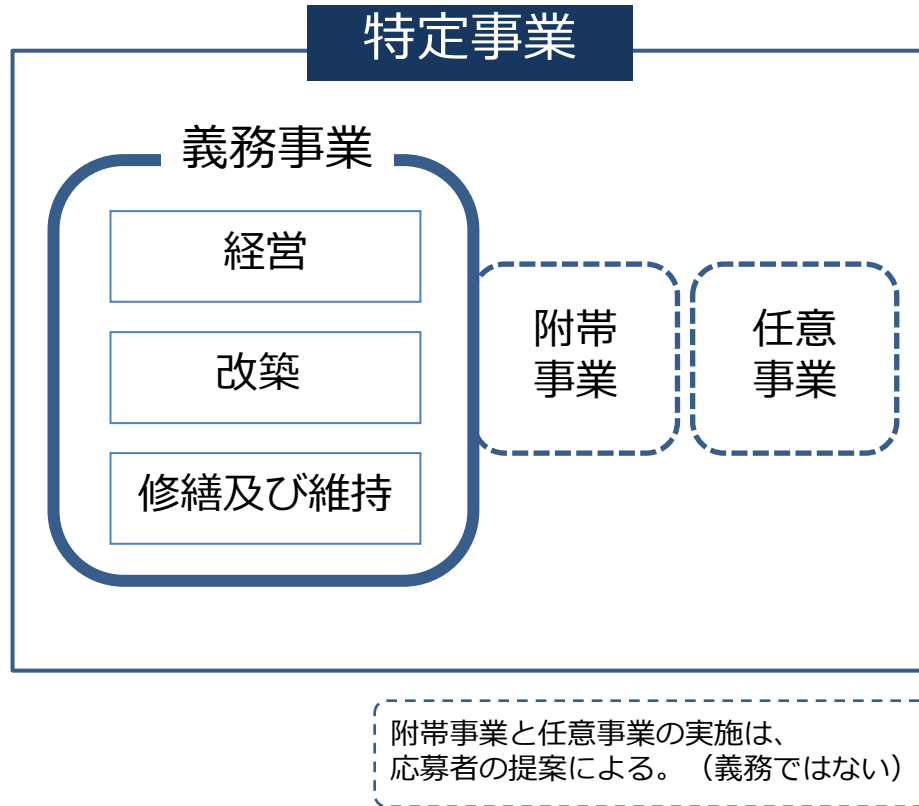


©浜松市

平成28年3月10日 浜松市上下水道部

1-1 事業の範囲

実施方針 第1-1 (8) P.3-4



● 図 事業範囲の定義

義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

任意事業の提案は必須ではない。

1 - 2 事業の範囲

PFI法並びに運営権がトラインにおける用語		実施方針における記載	本事業における整理	運営権	特定事業	
運営等	運営	経営		運営権 範囲内	特定事業 範囲内	
		修繕及び維持	維持			事業計画の作成、実施体制の確保 財務管理等の事業全体の管理
	修繕		処理場・ポンプ場施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの			
	維持管理	改築	更新			所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備または故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること
			長寿命化			所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
		附設	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること			
併置	運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること					
建設・改修	設置	任意事業の実施に必要な設備を導入すること	任意事業の実施に必要な設備を導入すること	運営権 範囲外	特定事業 範囲外	
		施設の新たな建設又は増築を実施すること	施設の新たな建設又は増築を実施すること	運営権 範囲外	特定事業 範囲外	

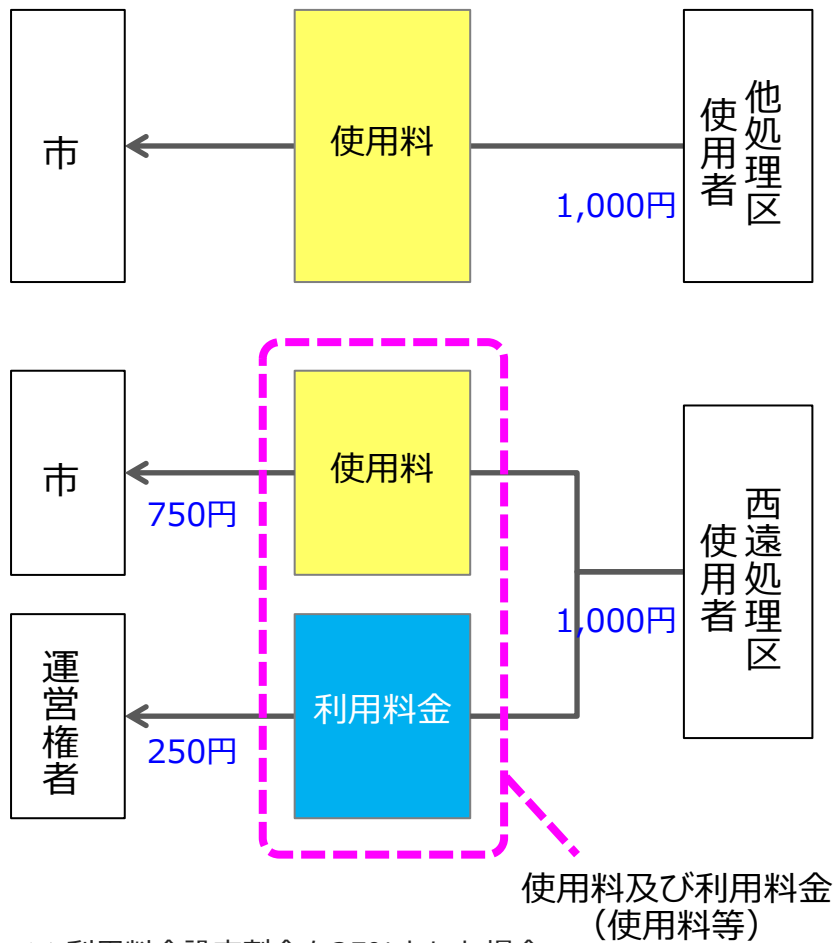
PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

義務事業（附帯事業）

附帯事業

任意事業

2 使用料及び利用料金



※ 利用料金設定割合を25%とした場合

● 図 料金の名称

▶ 使用料及び利用料金の定義

本処理区に係る使用料と利用料金を併せたものを使用料及び利用料金（使用料等）と称する。

使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

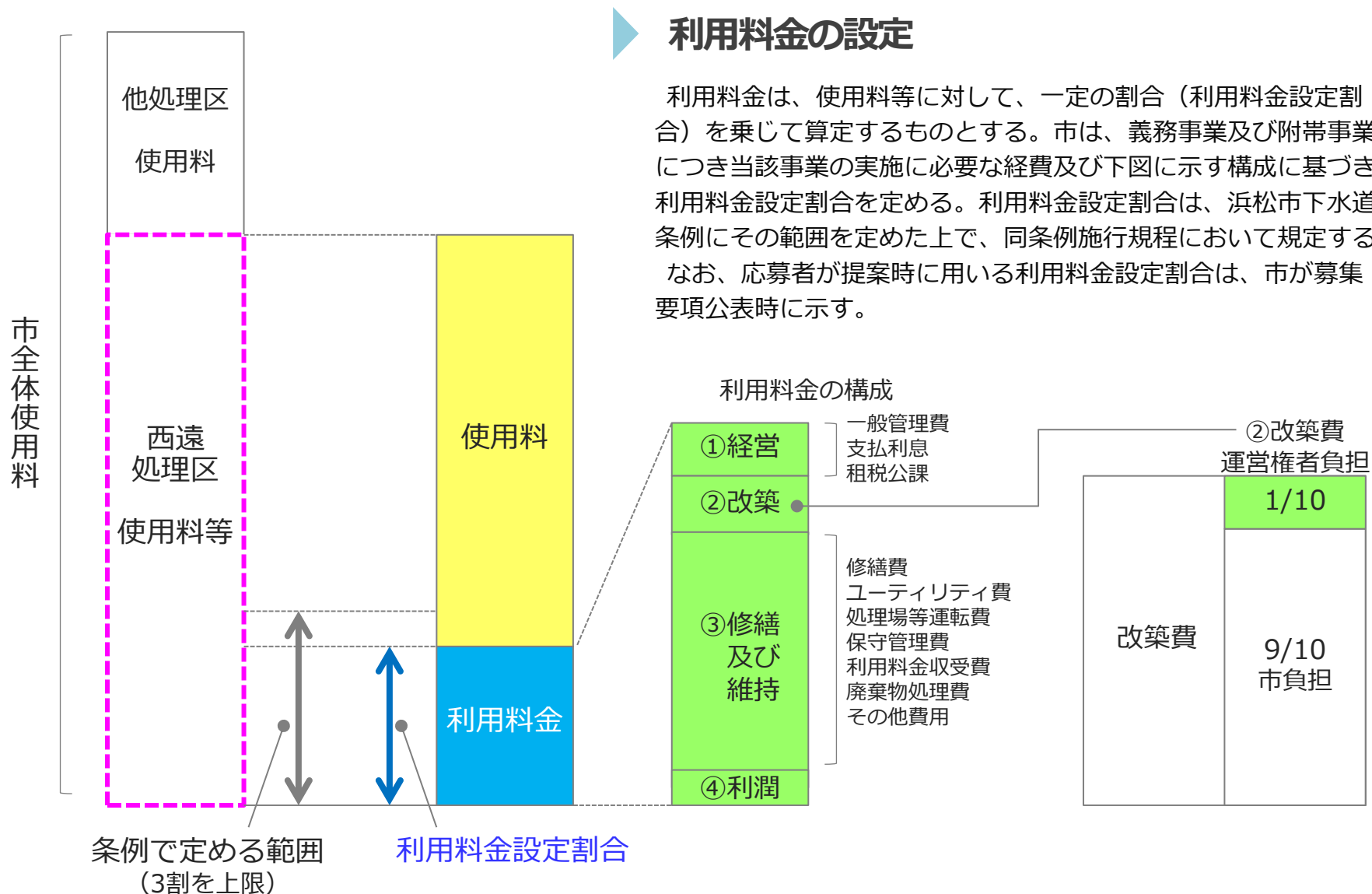
▶ 使用料等の改定

市は、浜松市下水道条例で定める使用料等の改定（料金改定）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、5年に1回、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。

なお、あわせて利用料金設定割合の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

3 利用料金の設定



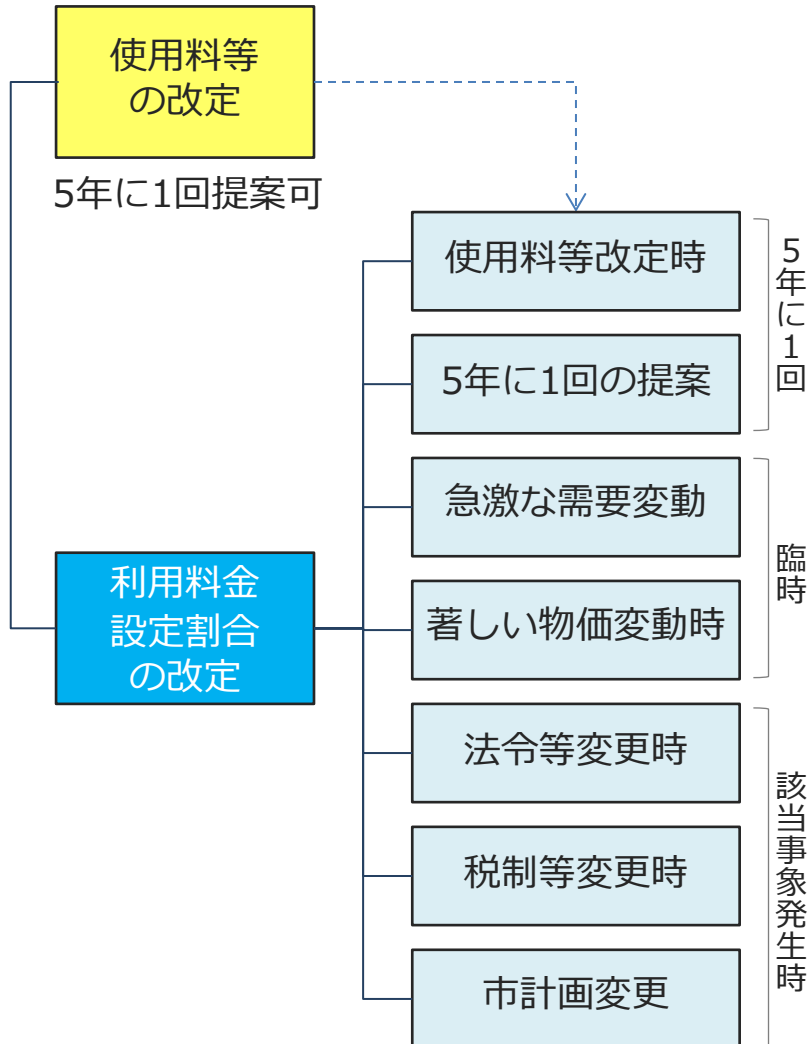
利用料金の設定

利用料金は、使用料等に対して、一定の割合（利用料金設定割合）を乗じて算定するものとする。市は、義務事業及び附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び下図に示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、浜松市下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す。

4 利用料金設定割合の改定

実施方針 第1-1 (11) P.7-8 P.32



▶ 5年に1回：使用料等改定時・提案時

当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

▶ 臨時：事業環境の著しい変化

直近の利用料金設定割合設定（改定）時から3年間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。

▶ 該当事象発生時：法令等・市計画変更時

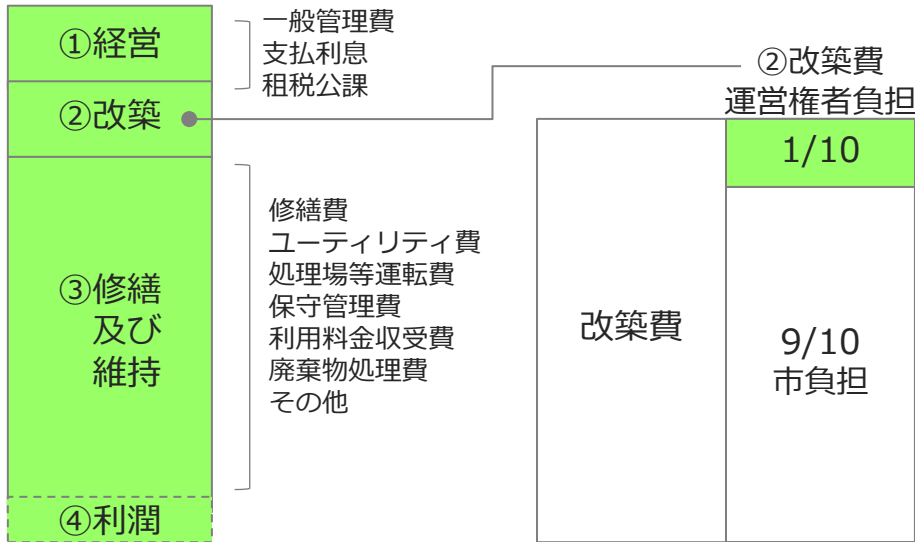
法令等の変更又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は設定割合の改定について協議を行うことができる。

▶ その他市が必要と認める場合

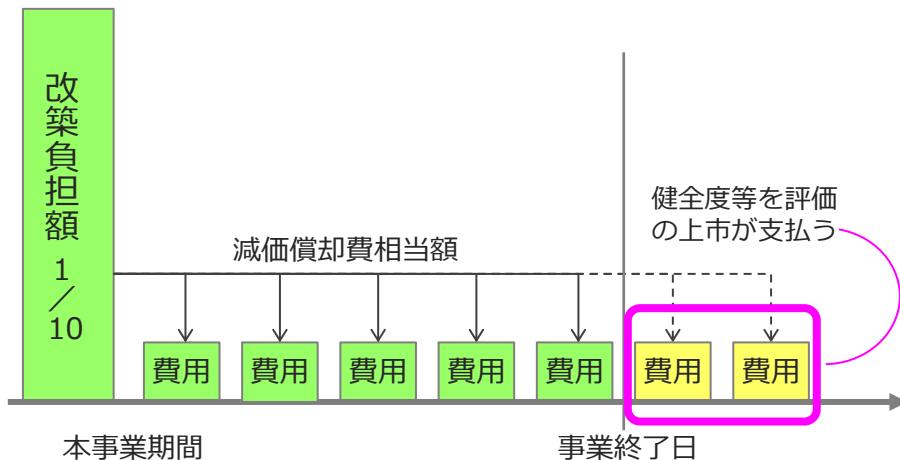
社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

● 図 利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース

5 事業の費用負担



● 図 義務事業及び附帯事業の費用負担



● 図 運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額の取扱い

義務事業及び附帯事業の費用負担

① 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

② 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担する。残り10分の9相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。

なお、運営権者が負担する改築に係る費用の10分の1のうち、事業終了日における税務上の繰延資産相当額については、事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を上限として、市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

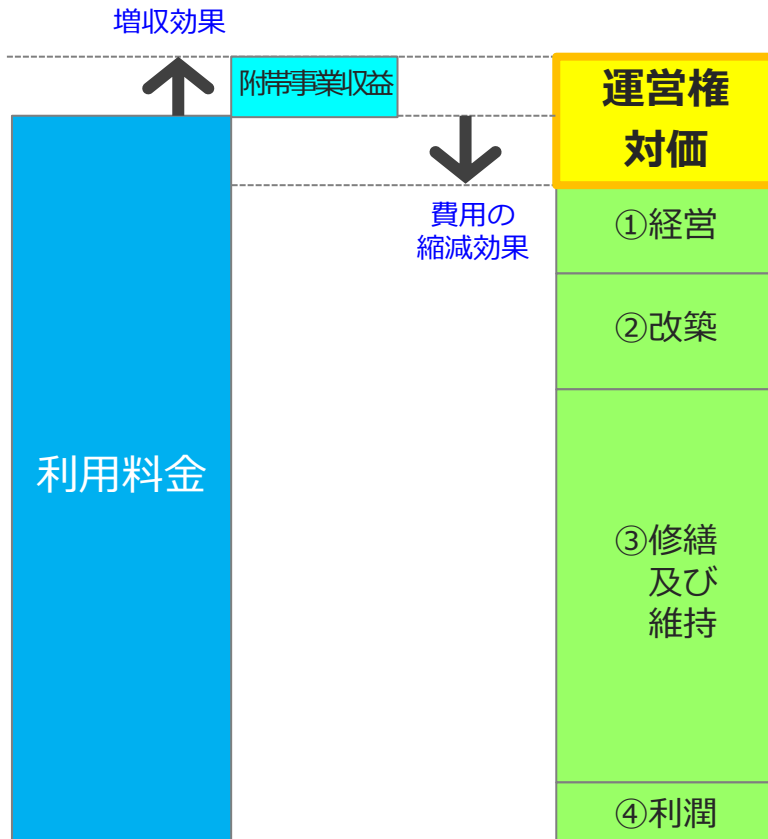
③ 修繕及び維持に係る業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

任意事業の費用負担

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

6 運営権対価



▶ 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（運営権対価）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（運営権対価前払金）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（運営権対価分割金）で支払うものとする。なお、運営権対価分割金の分割方法は均等とすることとし、市は、運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

●図 運営権対価の源泉

7 リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
			市	運営権者
不可抗力	豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等	市が予め指定する範囲の損害（軽微な損害、予見可能等）		○
		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲内の復旧事業費	○	
		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲外の損害で運営権者の負担とならないもの	○	
法令等変更	一般法令等の変更	原則、運営権者がリスクを負う		○
	特定法令等の変更	生じた損失は、各自負担する	協議	
	特定条例等の変更	生じた損失は、協議する	協議	
瑕疵担保責任	運営権設定対象施設及び譲渡資産の物理的な瑕疵	本事業開始後6ヶ月以内に限り、運営権者は市に請求できる	○	
		本事業終了日から6ヶ月以内に限り、市は運営権者に請求できる		○
	開示情報等の瑕疵	市は責任を負わない		○
需要変動	需要の変動に伴う利用料金の増減	原則として、運営権者が負う		○
	急激な社会情勢等の変化による利用料金の増減	臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる	協議	
物価変動	負担コストの増減	原則として、運営権者が負う		○
	著しい電力料金単価等の変動による負担の著しい増減	臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる	協議	
	著しい物価変動による工事費の増大	浜松市建設工事執行規則第35条の規定を準用する	○	(○)
国補助金	国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	協議の上、工事計画の見直しなどを行う	協議	

▶ リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、実施契約書（案）に詳細を規定する。

●表 リスク分担表

8 募集及び選定に関する事項

実施方針 第2 P.12-17

●表 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成28年 2月29日	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
平成28年 3月10日	実施方針に関する説明会及び現地見学会
平成28年 3月16日	実施方針に関する意見・質問の受付期限
平成28年 4月11日	実施方針に関する意見・質問への回答
平成28年 4月下旬	募集要項等の公表 要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、 基本協定書(案)・実施契約書(案)、関連資料集等
平成28年 5月中旬	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 5月下旬	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 6月	参加資格審査書類の受付
平成28年 7月～8月	競争的対話 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査
平成28年10月	提案書類の提出期限
平成29年 2月	優先交渉権者の選定
平成29年 2月	基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

意見又は質問の受付、回答

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、平成28年3月16日（水）午後5時までに提出すること。

意見書・質問書に対する回答は平成28年4月11日（月）を予定している。

公募開始

4月下旬に募集要項の公表を予定している。
参加資格審査書類の受付は、6月を予定している。